

酒類製造免許申請書の作成マニュアル (⑤特産酒類(単式蒸留焼酎、原料用アルコール) 製造用) (申請書の記載例と各種様式例)

このマニュアルは、構造改革特別区域（以下「特区」といいます。）内において、構造改革特別区域法（以下「特区法」といいます。）により、地方公共団体の長が地域の特産物として指定した農産物等であって、特区内で生産されたもの等を原料とした単式蒸留焼酎又は原料用アルコール（以下「特区単式蒸留焼酎等」といいます。）の製造免許を受け、特区単式蒸留焼酎等を製造しようとする方を対象として、酒類製造免許申請書及びその添付書類の具体的な記載例等を解説するとともに、それらの様式として活用していただくため、作成したものです。

製造免許の要件や特区単式蒸留焼酎等の製造・販売に当たり必要となる手続（酒税の申告、納付や記帳等）については、「構造改革特区における製造免許の手引（⑤特産酒類（単式蒸留焼酎、原料用アルコール）製造用）」をご覧ください。

なお、この作成マニュアルは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）『ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き>酒税関係>酒類製造免許申請書の作成マニュアル（⑤特産酒類（単式蒸留焼酎、原料用アルコール）製造用）』に掲載しています。

このマニュアルの使い方

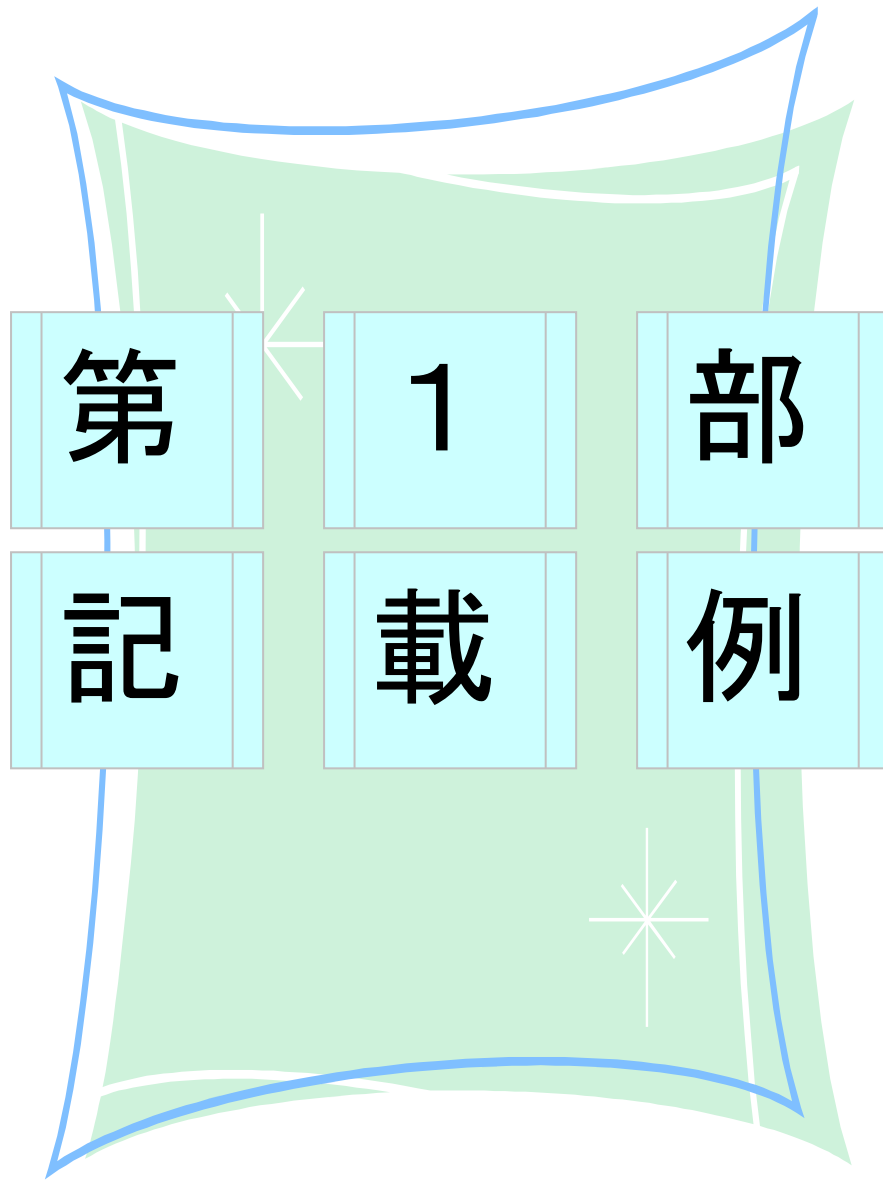
- 1 このマニュアルは、第1部に「免許申請書」及び申請者の方において作成することが必要な「添付書類」（以下「申請書類」といいます。）の記載例、第2部に申請書類の様式例を掲載しています。
- 2 記載例の内容は、あくまで一例です。申請書類を作成する際は、ご自分の事業計画等に基づいて作成してください。また、酒類製造免許申請書以外の添付書類については、掲載した様式とは別のご自分の作成しやすい様式を使用することができます。
- 3 様式例を用いて申請書類を作成する場合は、まず、第2部の各種様式例を切り離し、又はコピーしてから、第1部の記載例を参考にして記載してください。
- 4 記載例は、個人事業者の方が、初めて酒類の免許を取得しようとする場合を例にしています。
個人で申請するか、法人で申請するかにより、提出いただく添付書類が異なりますのでご注意ください。
- 5 記載例では、申請者の方が記載する部分を「**特殊な文字体**」で表示しています。
- 6 住民票や登記事項証明書など関係行政機関等から取得する添付書類については、記載例を省略しています。

— 目 次 —

申請書類	第 1 部 記載例	第 2 部 様式例	申請に当たり 自ら作成を要 するもの
酒類製造免許申請書	4 頁	29 頁	○
製造免許申請書次葉 1 (別添図面 A) 「製造場の敷地の状況」	5	30	○
製造免許申請書次葉 2 (別添図面 B) 「建物等の配置図 (建物の構造を示す図面)」	6	31	○
製造免許申請書次葉 3 (別紙) 「製造方法」	7	32	○
酒類の 1 仕込製造方法	8	33、34	○
1 分界又は 1 かまの蒸留方法	9	35、36	
製造免許申請書次葉 4 「製造場の設備の状況」	10	37	○
製造免許申請書次葉 5 「事業の概要」 「収支の見込み」 (付表 1、付表 2) 「所要資金の額及び調達方法」	11 12、13 14	} 38	○ ○ ○
製造免許申請書次葉 6 「『酒類の販売管理の方法』に関する取組計画書」	15	39	○

添付書類	第 1 部 記載例	第 2 部 様式例	申請に当たり 自ら作成を要 するもの
酒類製造免許の免許要件誓約書	16～20 頁	40～44 頁	○
申請者又は役員の履歴書	21	45	○
住民票の写し、又は登記事項証明書及び定款	22	—	
契約書等の写し	23	—	
都道府県及び市区町村が発行する納税証明書	24	—	
最終事業年度以前 3 事業年度 (年間) の貸借対照表、損益計算書	25	—	
酒類の製造について必要な技術的能力を備えていることを記載した書類 (製造技術責任者の履歴書)	26	46	○
土地及び建物の登記事項証明書	27	—	

※ 申請に当たり、自ら作成を要するものについては、第 2 部において様式例を示していますが、記載に当たっては、この様式に限ることなく、同等の記載事項が網羅されているものを作成・使用しても差し支えありません。



酒 類 製 造 免 許 申 請 書

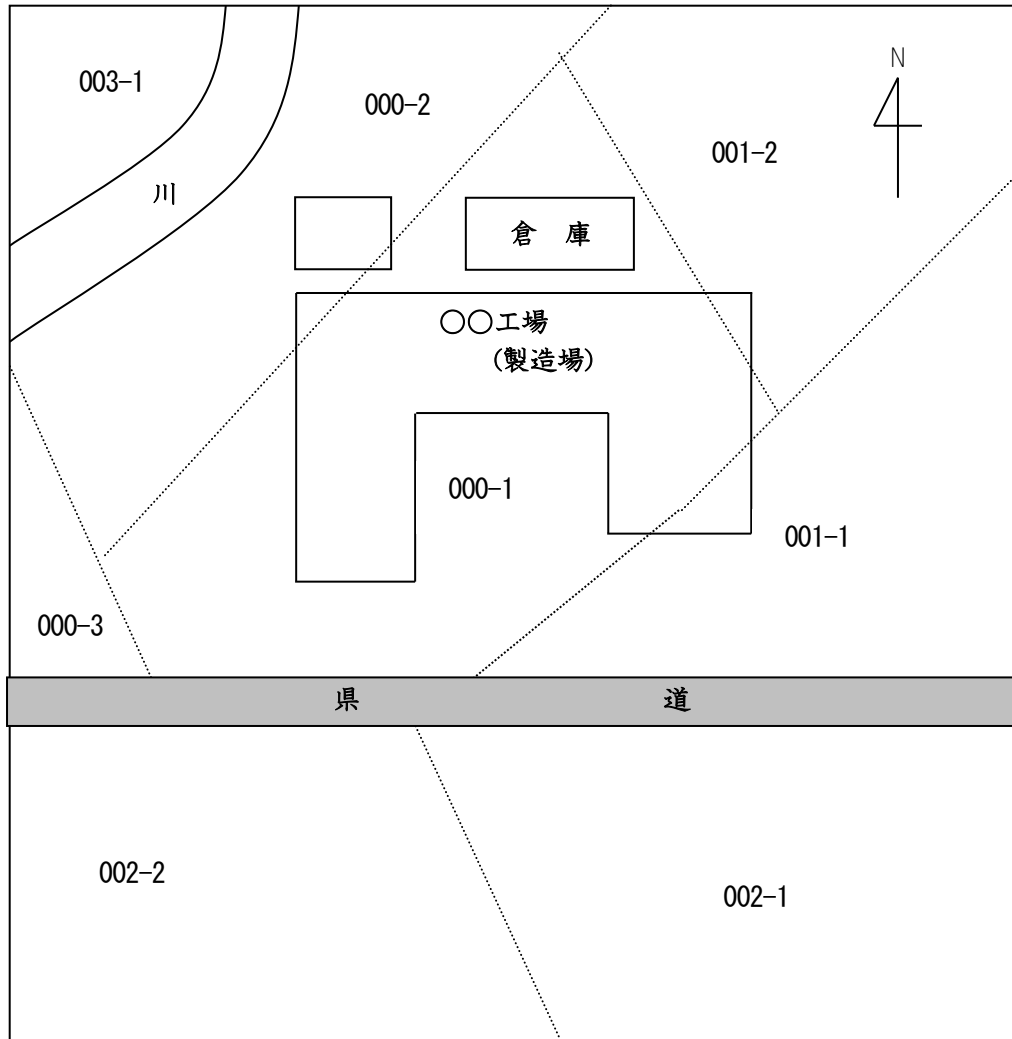
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 収 受 印 </div>		整理番号	
平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇税務署長 殿	申 請 者	(住所) 〒000-〇〇〇〇 〇〇県千代田市霞ヶ関〇丁目〇番〇号 (氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな) まろ まろ 太 郎	(電話) 000-000 局 0000 番
酒類の製造免許試験製造免許を受けたいので、酒税法第7条第1項の規定により関係書類を添付して下記のとおり申請します。			
記			
製造場の所在地 及び名称	〇〇県千代田市霞ヶ関〇〇〇番1、〇〇〇番2、〇〇1番1、〇〇1番2 〇〇酒造場 (詳細は別添図面のとおりに)		
製造しようとする酒類の品目別及び範囲	単式蒸留焼酎 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第28条の2第1項第1号に掲げる酒類に限る。		
製造方法	別紙のとおり		
免許を受けた後1年間の製造見込数量	7,900リットル		
試験製造の目的及びその期間	(この欄は斜線で消す)		
申請の理由	〇〇県〇〇市の特産物である「さつまいも」を原料とした焼酎を製造・販売することによって、特産物の普及効果により〇〇市の一次産業全体の活性化につながることを期待できる。また、〇〇市の雇用増加、流通量の増大を促し、地域産業の発展の一助となりたい。		

公図や登記事項証明書を確認し、製造場となる区域内にある全ての地番を記載してください。

単式蒸留焼酎又は原料用アルコールの製造事業を始めようとする理由を具体的に記載してください。

製造場の敷地の状況

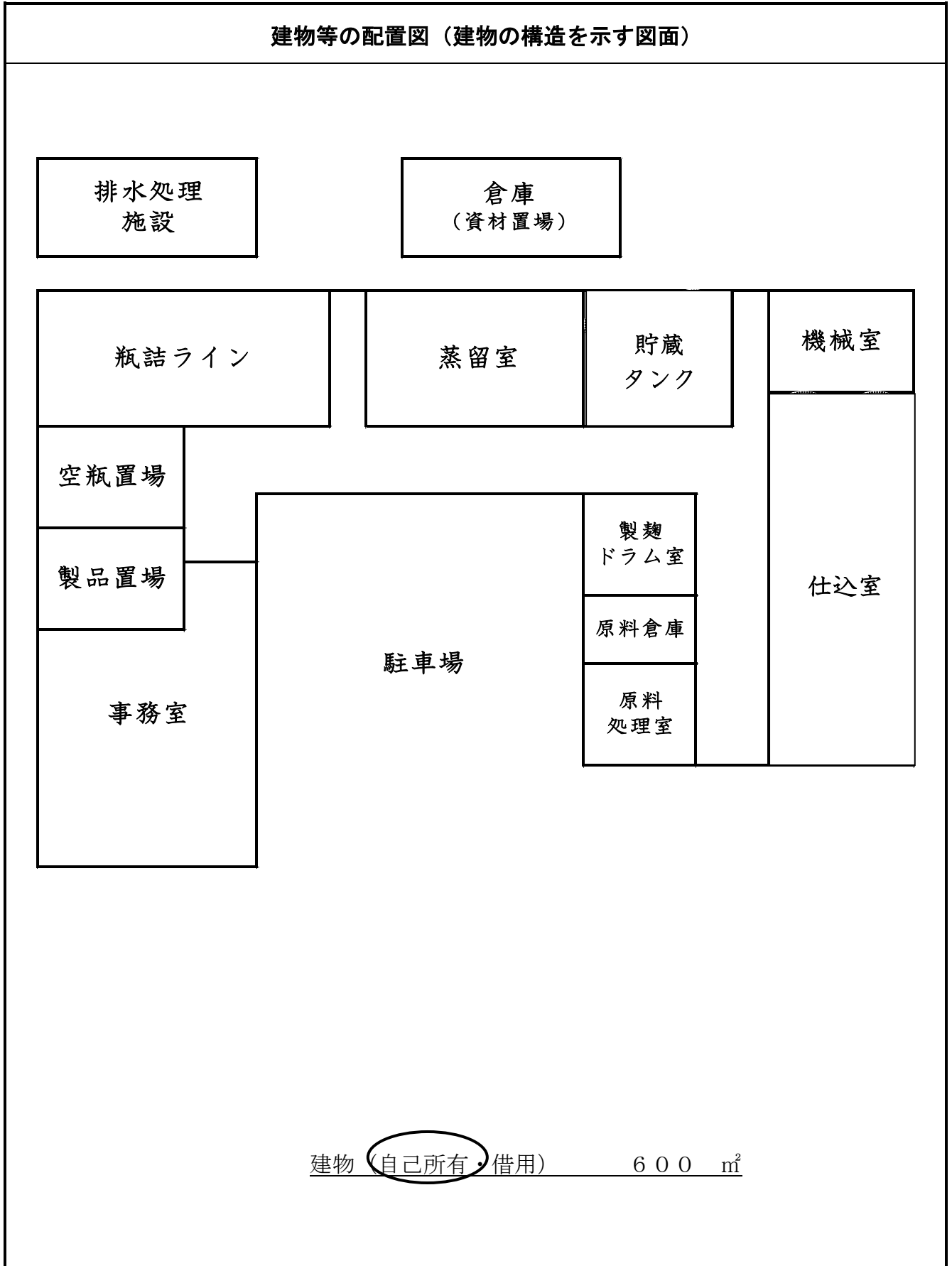
〇〇県千代田市霞ヶ関000番1、
所在地 000番2、001番1、001番2



敷地 (自己所有・借地) 800 m²

(注) 法務局備え付けの地図の写しを貼付し、申請製造場の敷地を朱書き等で明記してください。

建物等の配置図 (建物の構造を示す図面)

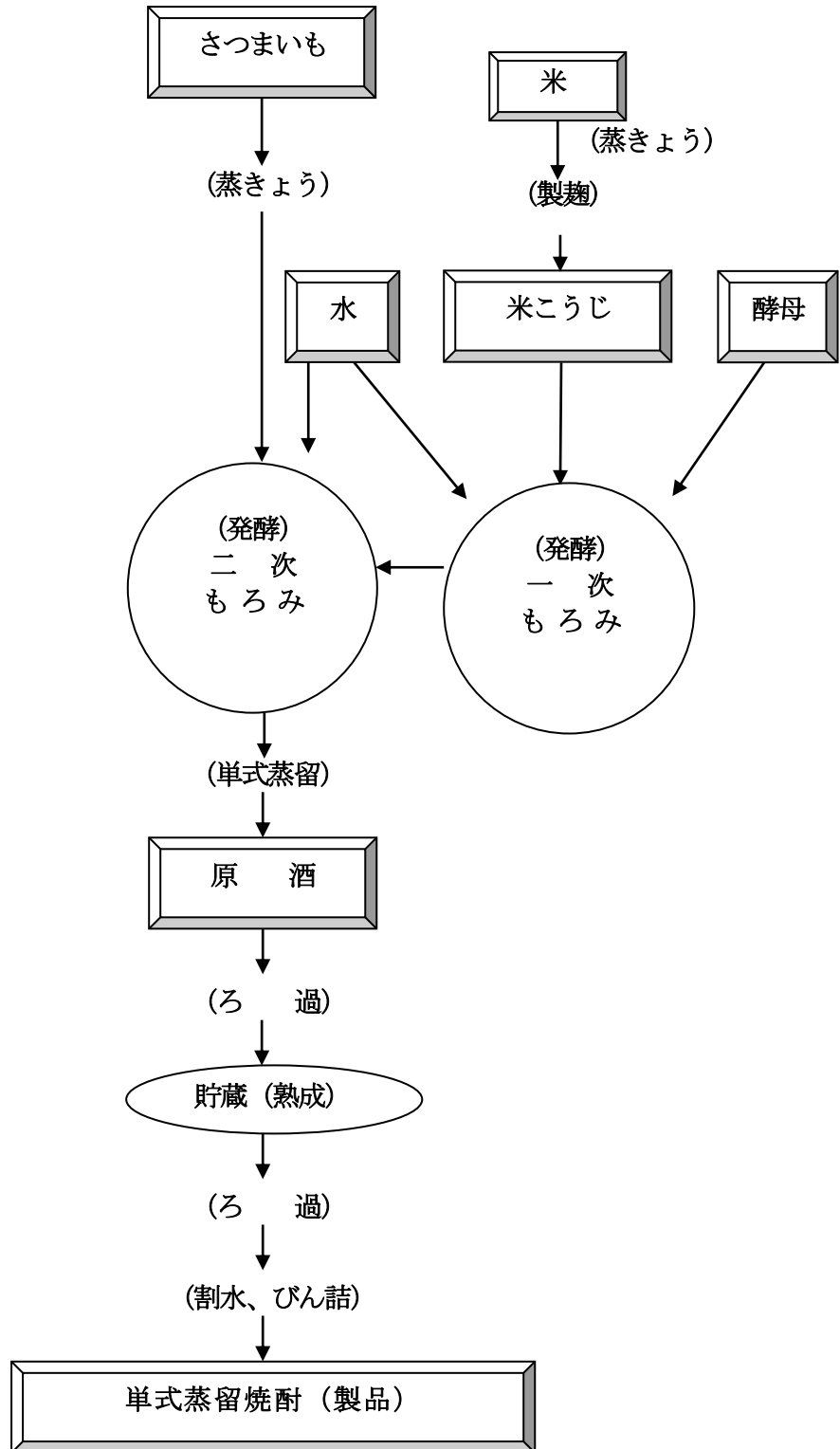


建物 (自己所有・借用) 600 m²

(注) 敷地内における建物、設備等を図示してください。

製 造 方 法

(製造工程図、製造方法の概要等)



仕込み配合及び蒸留方法については、別添「単式蒸留焼酎のもろみ1仕込製造方法」、
「1分界又は1かまの蒸留方法」のとおり

申告順号

単式蒸留焼酎 の もろみ 1 仕 込 製 造 方 法

記号	原 料		仕 込 区 分						
個数	品 名	澱粉価又は糖分	酒 母	第1次	第2次	第3次			計
イ	米こうじ (kg)	75%		40					40
	さつまいも (kg)	27%			160				160
35									
	水 (I)			48	102				150
使用酒母の 記号 個数	イ号 10個	原料中にアルコール含有物がある ときその純アルコール数量							1
もろみの製造 見込数量	322	1	もろみの見込 アルコール分	14.2	もろみの見込純 アルコール数量		45.72		1
見込数量、アルコール分の算出根基 もろみ熟成歩合：86.0% (40キログラム + 160キログラム) × 0.86 + 150リットル = 322リットル (リットル位未満切捨)									
記号	原 料		仕 込						
個数	品 名			第1次	第2次	第3次			
<p>もろみ熟成歩合とは、熟成もろみ（二次もろみ）中の原料の占める容量をその重量から算出した割合で次の算式で求めます。</p> $\frac{(\text{熟成もろみ (L)} - \text{水 (L)})}{\text{総原料 (kg)}} \times 100$									
	水								
使用酒母の 記号 個数	号 個	原料中にアルコール含有物がある ときその純アルコール数量							1
もろみの製造 見込数量	1	もろみの見込 アルコール分	度	もろみの見込純 アルコール数量		1			
見込数量、アルコール分の算出根基									

重量で記載する原料品の数量は、その物の溶解換算数量を記載します。

度位未満第1位まで記載してください。

リットル位未満第2位まで算出（リットル位第3位以下の端数は切り捨て）してください。

1 分界又は 1 かまの蒸留方法

蒸 留 記 号	イ			
分界又はかまの数				
原 料	品 名	さつまいも		
	数 量	322		
	純アルコール数量	45.72 L		
蒸 留 見 込 み	数 量	329.2 L		
	アルコール分	25.0 度		
	純アルコール数量	41.14 L		
同一蒸留記号による蒸留見込数量計	7,900 L			
蒸留見込数量の算出根基等	$322 \times 0.142 = 45.72$ $45.72 \times 90\% = 41.148$ $41.14 \div 0.25 = 164.56$ $164.56 \times 48 \div 7,900$			
蒸 留				
見	アルコール分	度		

「蒸留見込み」の各欄は、申請製造場の所轄税務署管内における前年度の実績値の平均等の経験値又は申請製造場の設備状況等を考慮して理論的に算出できる理論値等により合理的に算出した数量等を記載してください。
 (注) なお、記載例においては、便宜上理論値により記載しております。

1 回の蒸留見込数量に対して、蒸留回数（分界又はかまの数）を乗じて、年間の蒸留数量を算出します。
 (注) 記載例では、便宜上蒸留後のアルコール度を25度に設定したときの数量計算を行っています。

蒸留後の見込純アルコール数量をもろみの見込純アルコール数量に対する割合（蒸留歩合といい、ここでは、90%で計算しています。）を乗じて算出。

※ 蒸留歩合とは、次の算式により計算されます。

$$\frac{\text{製成焼酎 (L)} \times \text{製成焼酎のアルコール度数}}{\text{熟成もろみ (L)} \times \text{熟成もろみのアルコール度数}} \times 100$$

各欄の単位は、次によります。

「数量」⇒リットル位又はキログラム位まで算出（リットル位又はキログラム位未満の端数は切り捨て）。

「アルコール分」⇒度位未満第1位まで算出（度位未満第2位以下の端数は切り捨て）。

「純アルコール数量」⇒リットル位未満第2位まで算出（リットル位第3位以下の端数は切り捨て）。

(A
4
)

製造場の設備の状況

区 分	数量等
(1) 敷地 (借地) (所有者：▲▲から賃貸借)	800.00㎡
(2) 建物 (自己所有)	600.00㎡
イ 製造場	600.00㎡
ロ その他	㎡
ハ	
(3) 什器備品 (自己所有)	
イ 容器 (仕込用、貯蔵用) 仕込用 (400ℓ × 2 本) 貯蔵用 (1,000ℓ × 2 本)	4 本
ロ 芋処理設備 (芋蒸し器等)	1 式
ハ 製麴ドラム	1 機
ニ 蒸留機 (600ℓ 用)	1 台
ホ びん詰設備	1 式
ヘ 排水設備	1 式
ト 蒸留粕貯蔵タンク	1 本
チ 温度計	1 本
リ 糖度計	1 本
ヌ メスシリンダー・メスフラスコ・フラスコ	各 1 個
ル 蒸留器 (分析用)	1 台
ヲ 貯蔵庫 (貯蔵用)	1 台
ワ パソコン	1 台
カ	
ヨ	
タ	
(4) 電話 (自己所有) 000-000-0000 000-000-0000 (FAX)	1 台
(5) 従業員 (男) 1人 (女) 1人	2 人
(6)	1 人
(7)	

借地の場合、所有者及び借入契約
について簡記してください。

記載例のほか、ラベルの貼付のための器
具、配送用の車両運搬具、販売用のラッ
ク、冷蔵ショーケースなど、製造場に備え
付ける予定の設備や什器・備品を記載して
ください。
書ききれない場合は、別紙に記載の上添
付してください。

(注) 容器、器具、機械等の設備について記載してください。

事業もくろみ書（事業の概要・収支の見込み・所要資金の額及び調達方法）

事業概況

1 製造見込み

(1) 製造場における年間最大製造（貯蔵）能力

① もろみ製造能力 最大約5.2k l

発酵タンク容量（400L）・・・正味約300L

熟成期間 一次もろみ・・・約 5日

二次もろみ・・・約10日

もろみの見込みアルコール分（平均）・・・約14度

年間工場稼働日数・・・約260日

よって、最大製造能力は、

 $300L \times 260日 / 15日 = 約5.2k l$ ② 蒸留能力 最大約21k l（25%換算数量約84k l）

蒸留機処理能力・・・約400L

もろみの見込純アルコール数量・・・約45L

蒸留日数・・・約1.5日（1回約3時間）

平均蒸留度数・・・約37度

よって、最大蒸留能力は、

 $45L \times 260日 / 1.5日 = 約7.8k l$ $7.8k l \times 100度 / 37度 = 約21k l$ ③ 貯蔵能力 最大約2k l

貯蔵タンク容量・・・約1k l

平均熟成期間・・・120日

よって、最大貯蔵能力は、

 $1k l \times 260日 / 120日 = 約2k l$

(2) 製造計画

もろみ約300Lを200L蒸留機で3回にわけて蒸留する。

なお、もろみ1仕込み製造数量及び1分界の蒸留数量については、別添の「単式蒸留焼酎のもろみ1仕込製造方法」、「1分界又は1かまの蒸留方法」のとおり

事業もくろみ書（事業の概要・収支の見込み・所要資金の額及び調達方法）

収支の見込み

2 販売見込み

(1) 販売見込み数量、販売先及び販売価格

① 販売見込み数量

自己製造場での直売 . . . 約1,200本
 酒販店への卸売 . . . 約4,000本
 合計 約5,200本

貯蔵（熟成）期間を4ヵ月と見込み、初年度は、製造見込数量7,900Lのうち約2/3を販売予定としております。

販売先については、(株)〇〇商店（卸売業者、千代田市□□町）及び地域の小売店△△商店他○者を予定している。

次年度以降は、月平均で約420Lの販売を計画しています。

② 販売価格（税込み）

商品名（720ml） . . . 卸値 1,200円、直売 1,500円

(2) 収支見込み（初年度）

項目	金額（千円、税込）	計算根拠	
売上高	6,600	@1,200円×4,000本	@1,500円×1,200本
売上原価	2,000	内訳については「 <u>製造原価</u> 」参照	別紙「3 1kl当たりの製
一般管理費	3,250	<p>計算根拠は、具体的に記載してください。 なお、記載例の販売見込み等の項目及び数字はあくまで例示です。 ご自身の事業計画書に沿ったもくろみ書を作成してください。</p>	
人件費	1,500		
消耗品費	200		
減価償却費	500		
開業費	300		
広告宣伝費	200		
旅費交通費	50		
その他	500		
営業利益	1,350		
経常利益	1,350		

事業もくろみ書（事業の概要・収支の見込み・所要資金の額及び調達方法）

3 1KL当たりの製造原価

(1) 原材料の入手先等

- さつまいも (〇〇産業株) 単価90円/kg)
- 米 (△〇 単価260円/kg)
- 水 (市水道 単価250円/kl)
- 酵母 (〇〇協会 単価1,500円/アンブル)

(2) 製造原価

単式蒸留焼酎（約400L仕込）				1KL当たりの原価	
項目		使用数量	単価	金額	金額
原 材 料	さつまいも	160kg	90円/kg		
	米	40kg	260円/kg		
	水	150L	250円/kl		
	酵母	1 アンブル	1,500円/アンブル		
	びん	50本	50円/本		
	包装	50枚	30円/枚		
	計				
酒 税		25度 / 1kl	173,670円		
燃 料 費	水	5kl	100円/kl		
	電気	80kwh	10円/kwh		
	ガス	7立方m	500円/立方m		
	計				
人件費（製造に係るもの）		2名			
そ の 他 経 費	廃棄物処理費 （焼酎粕）	300kg	15円/kg		
	運搬			50,000円	50,000円
	その他 . . .				
	合 計				800,000円

記載例では、左記金額を0.4klで割ったもの（〇〇円/l）を1,000倍すれば、1KL当たりの製造原価となります。
 なお、記載された製造原価等の数字及び項目はあくまで例示です。
 ご自身の事業計画に沿ったもくろみ書を作成してください。

事業もくろみ書（事業の概要・収支の見込み・所要資金の額及び調達方法）

所有資金の明細及びその調達方法

1	現金及び預金	2,000,000円
2	借入金	1,000,000円
	(別添融資明細書のとおり)	
合 計		3,000,000円

(参考)
製造開始に当たっての必要な資金

製造設備等	1,000,000円
運転資金	1,000,000円
(年間支出見込み額の 2ヶ月分)	

合 計	2,000,000円
-----	------------

所有資金の額及び調達方法は、資金繰表等を作成して添付してもかまいません。

なお、融資がある場合は、次の書類を添付してください。

- 1 金融機関からの融資
「借入れをする金融機関の融資証明書」
- 2 金融機関以外からの融資
「融資者の原資内容を証明する書類」

「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書			
酒類販売管理者の選任予定者	まる まる た ろ う ○ ○ 太 郎	〔 役職、申請者との関係、生年月日等 本人 昭和○年○月○日 〕	
酒類販売管理研修の受講予定等	受講日又は受講予定日：平成29年○月○日 研修実施団体：○○小売酒販組合 △△支部		
(酒類販売管理者に代わる責任者(予定者)の人数及び氏名等)		総数	1 名
氏 名	(年 齢)	(歳)	(歳)
○ ○ 一 郎	(○○ 歳)	(歳)	(歳)
項 目	区 分	※ 税務署整理欄 (実態確認状況)	
酒類販売管理者関係	1 酒類の販売業務を開始するときまでに、酒類販売管理者研修を過去3年以内に受けた者の中から酒類販売管理者を選任する。	は い・い いえ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	2 公衆の見えやすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理者研修の受講実績等を記載した標識を掲示する。	は い・い いえ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
未成年者の飲酒防止関係	1 未成年と思われる者に対して、身分証明証等により年齢確認を行う。	は い・い いえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	2 夜間(午後11時から翌日午前5時)において指名し、配置する予定の「酒類販売管理者に代わる責任者」は成年者である。 (注) 夜間販売を行っていない場合や酒類販売管理者に代わる責任者を指名する必要がない場合には、「該当なし」に○印を付してください。	は い い いえ 該当なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	3 未成年者の飲酒防止に関するポスターを掲示する。	は い・い いえ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	4 「その他の取組」の概要 [※上記以外の取組をしている場合にその内容を具体的に記載してください。 (例) 「レジに啓発のためのグッズ等を置く」、「レジ袋に未成年者の飲酒防止啓発のための表示をする」等]		
未成年者の飲酒防止に関する表示基準の実施予定	1 酒類の陳列場所を設けて販売する。 (注) 「い いえ」に「○」を付した方は、次の(1)から(2)の記載は不要です。	は い・い いえ	
	(1) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行う。	は い・い いえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 分離 <input type="checkbox"/> 区分 <input type="checkbox"/> 不適
	(2) 酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合は、明確に区分するための表示(「陳列されている諸品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示)を行う。	は い・い いえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	2 酒類の通信販売(インターネットを含む)を行う。 (注) 1 この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。 2 「い いえ」に「○」を付した方は、次の項目の記載は不要です。	は い・い いえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	(1) 酒類の通信販売(インターネットを含む)における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行う。	は い・い いえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設ける。	は い・い いえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	

(注) 酒類製造者又は酒類販売業者のみに販売する場合には添付を省略することができます。

酒類製造免許の免許要件誓約書

〇〇 税務署長 殿

申請（申出・申告） 製造場の所在地及び 名称	〇〇県千代田市霞ヶ関〇〇〇番1、〇〇〇番2、〇〇1番1、〇〇1番2 〇〇酒造場
------------------------------	--

【申請（申出・申告）者が個人の場合】

私（及び法定代理人）の免許要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。
 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知していません。

平成〇〇年〇〇月〇〇日
 （申請（申出・申告）者の住所） 〇〇県千代田市霞ヶ関〇丁目〇番〇号
 （氏 名） 〇 〇 太 郎 印

下記法定代理人は、誓約内容を確認しているのので、各法定代理人それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。
 （法定代理人氏名）

平成 年 月 日
 （法定代理人住所）
 （法定代理人氏名） 印
 （申請（申出・申告）者との関係）

【申請（申出）者が法人の場合】

当社及び役員等の免許要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。
 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、申請（申出）に対する拒否処分又は免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

平成 年 月 日
 （申請（申出）者の所在地）
 （名称及び代表者氏名） (法人代表者印) 印

下記役員等は、誓約内容を確認しているのので、各役員等それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。

（役職及び氏名）
 代表取締役
 取締役
 取締役
 支配人

平成 年 月 日
 （住 所）
 （代 表 者 氏 名） (代表者個人印) 印

誓 約 項 目	申請者等の誓約内容			順号
	申 請 (申出) 者	役員等	法定代理人	
1 酒税法10条1号から8号関係 (人的要件)				—
1号関係 申請(申出・申告)者が酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消されたことがない又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがない。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	①
[上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、免許又は許可を取り消された日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
2号関係: 申請(申出・申告)者が1号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消の日から3年を経過するまでの間の申請(申出・申告)でない。 ○ 酒類の製造者又は販売業者である法人が、酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消された法人 ○ アルコール事業法の許可を受けた法人で、同法の規定により許可を取り消された法人	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	②
3号関係: 申請(申出・申告)者が未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人のときその法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい・いいえ (個人のみ)			③
4号関係: 申請(申出)者又は法定代理人が法人の場合にその役員が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい・いいえ (法人のみ)		はい・いいえ (法人のみ)	④
5号関係: 支配人が1、2、7、7の2、8号に該当する者でない。	はい・いいえ			⑤
6号関係: 申請(申出・申告)者が免許の申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていない。	はい・いいえ			⑥
7号関係 国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けたことがない。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑦
[上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
7の2号関係 未成年者飲酒禁止法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられたことがない。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑧
[上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
8号関係 禁錮以上の刑に処せられたことがない。	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	⑨
[上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	
【理由等】				
2 酒税法10条9号関係 (場所的要件)				—
申請製造場が取締上不相当と認められる場所でない。				
申請製造場が、酒場、料理店等と同一場所でない。	はい・いいえ			
[申請製造場が酒場、料理店等と接近した場所にある場合] 申請製造場と酒場、料理店等の場所を図面上で明確に区分できる。また、それらの場所を必要に応じ壁、扉等で区分する。	はい・いいえ			⑩
【理由等】				

誓 約 項 目	申請者等の誓約内容			順号
	申 請 (申出)者	役員等	法定代理人	
3 酒税法10条10号関係（経営基礎要件） (注) 酒税法10条10号関係の要件を充足するかどうかについては、次の事項から判断します。				—
(1) 申請(申出)者が、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい			⑪
(2) 事業経営のための経済的信用の薄弱、経営能力の貧困等経営の基礎が薄弱であると認められない。				—
イ 現に国税若しくは地方税を滞納していない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい		⑫
ロ 申請(申出)前1年以内に銀行取引停止処分を受けていない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい		⑬
ハ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っていない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい (法人のみ)	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい		⑭
ニ 最終事業年度以前3事業年度のすべての事業年度において資本等の額の20%を超える欠損となっていない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい (法人のみ)	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい		⑮
ホ 酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受けていない又は告発されていない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい		⑯
ヘ 建築基準法等の法令又は条例に違反しており、建物の除却若しくは移転を命じられていない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい			⑰
ト 酒税につき担保の提供を命ぜられ、その全部又は一部が不履行ではない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい			⑱
チ 今後1年間に納付すべき酒税額の平均3か月分に相当する価額又は製造免許申請(申出)書に記載している酒類の数量に対する酒税相当額の4か月分に相当する価額のうち、いずれか多いほうの価額以上の担保を提供する能力がある。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい			⑲
リ 酒類の適正な販売管理体制を構築することができる。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい			⑳
(3) 申請(申出)者は、事業経歴その他から判断し、適正に酒類を製造するのに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい			㉑
(4) 申請(申出)者は、必要な所要資金等並びに製造又は貯蔵等に必要の設備及び人員を有し、酒類の製造に関し安定的な経営が行える。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい			㉒
(5) 申請(申出)者は、酒類の製造に必要な原料の入手が確実である。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい			㉓
【理由等】				
4 酒税法10条12号関係（製造技術・設備要件）				—
(1) 申請者は、醸造・衛生面等の知識があり、かつ、保健衛生上問題のない一定水準の品質の酒類を継続的に供給することができ、不測の事態に対応できる能力を有している。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい			㉔
(2) 酒類の製造又は貯蔵に必要な機械、器具、容器等が十分備わっており、工場立地法、下水道法、水質汚濁防止法、食品衛生法等製造場の設備に関する法令及び地方自治体の条例に抵触していない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい			㉕
【理由等】				

「酒類製造免許の免許要件誓約書」の作成に当たっての留意事項

1 この誓約書は、酒類の製造免許を申請（申出・申告）しようとする場合に、申請（申出・申告）者、その法定代理人、役員又は支配人につき、製造免許の欠格要件に該当する事実がないことについて誓約を求めるものです。税務署においては、この誓約内容をもとに、申請（申出・申告）内容が法律上の要件に合致するかどうか審査を行います。

なお、酒類の製造免許等区分ごとに誓約が必要な事項は、以下の表のとおりです。

（注）酒母又はもろみの製造免許申請をしようとする場合は、この誓約書を準用してください。

表

誓約事項		免許等区分	酒類	期限延長・永久切替	条件緩和・相続	酒母・もろみ
1 人的要件	酒税法10条1号から8号関係		○	○	○	○
2 場所的要件	〃 9号関係		○	△	△	○
3 経営基礎要件	〃 10号関係		○	○	△	△
4 製造技術・設備要件	〃 12号関係		○	△	△	○

※ 法人成り等に該当する場合で、既存製造場と同一の場所において製造する場合には、上記誓約事項のうち、2（場所的要件）及び4（製造技術・設備要件）の誓約は不要です。

2 記載の仕方

(1) 誓約が必要な事項

誓約が必要な事項は、申請（申出）者が個人か、法人かにより異なります。

イ 申請（申出）者が個人の場合

(イ) 申請（申出）者である個人自身が誓約すべき事項

（誓約書の順号）①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕

(ロ) 申請（申出）者に法定代理人がいる場合に、そのすべての法定代理人が誓約すべき事項

（注）法定代理人が法人の場合には、その法人のすべての役員も同様に誓約することとなります。

（誓約書の順号）①、②、④、⑦、⑧、⑨

ロ 申請（申出）者が法人の場合

(イ) 申請（申出）者である法人自身が誓約すべき事項

（誓約書の順号）①、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕

(ロ) 法人の役員及び主たる出資者が誓約すべき事項

A 代表権を有する役員及び主たる出資者

（誓約書の順号）①、②、⑦、⑧、⑨、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯

B A以外の役員

（誓約書の順号）①、②、⑦、⑧、⑨

- (注) 1 申請（申出）者は、自己の誓約内容とともに、法定代理人又は役員、支配人の誓約内容についてもすべて自ら確認した上で、記名・押印してください。
- 2 法定代理人が複数存在する場合には、個々の法定代理人の誓約に代えて、その代表者において、すべての法定代理人の個々の要件についての誓約を取りまとめて、代表して誓約してください。
- 3 役員又は支配人が複数存在する場合には、個々の役員又は支配人の誓約に代えて、申請（申出）者たる法人の代表取締役において、すべての役員又は支配人の個々の要件についての誓約をとりまとめて、代表して誓約してください。

(2) 記入方法

誓約者は、「誓約項目」について、「誓約内容」欄の「はい」又は「いいえ」のいずれかに○を付してください。
なお、誓約内容について「いいえ」に○を付した場合には、「理由等」欄に該当項目の順号を記載した上で、その内容を略記してください（「理由等」欄に記載しきれない場合には、適宜理由を記載した書面を添付してください。）。

この誓約の内容を偽るなど不正行為があった場合には、①その不正行為が審査段階で判明したときは拒否処分、②不正行為により製造免許を取得したときは取消処分の対象となります。

(注) 不正行為により製造免許を取得した場合は、その不正行為によって取得した製造免許だけでなく、その者が有しているすべての酒類の製造及び販売業免許について取消処分を受けることがあります。酒類の製造及び販売業免許の取消処分を受けた場合には、①取消処分を受けた酒類の製造及び販売業免許者、②取消処分を受けた酒類の製造及び販売業免許者が法人であるときにはその法人の業務を執行する役員、及び③これらの者が役員となっている法人は、原則として、新たに酒類の製造及び販売することはできなくなります。

申請者又は役員の履歴書

(平成〇〇年〇〇月〇〇日現在)

ふりがな まるまる たろう	(男)女	
氏名 〇 〇 太郎	大正 (昭和) 〇〇年 〇〇月 〇〇日生 平成 (満 〇〇才)	
ふりがな ちよだし かすみかせき	電話	
現住所 〇〇県 千代田市 霞ヶ関 〇丁目〇番〇号	〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇	
年	月	職 歴
平成 20	3	〇〇商事株式会社退職 営業課長 (健康食品の営業)
平成 24	4	駐車場管理事業開業 (現在に至る。)
年	月	免 許 ・ 資 格
昭和〇〇	〇	普通自動車運転
平成〇〇	〇	〇〇資格取得
備 考		

《留意事項》

- 1 職歴は、現在から申請前5年程度の期間について、勤務した会社名、役職、担当職務内容を記載してください。
- 2 免許・資格は、酒類の製造・販売業に関連のあるものについて記載してください。
- 3 申請製造場が既存の酒類製造場である場合は、添付不要です。
- 4 申請者又は役員が製造技術責任者を兼任している場合は、備考欄にその旨記載してください。

なお、この場合、「製造技術責任者の名簿、履歴書」は添付不要です。

- 5 有価証券報告書など既存資料の写しに代えることができます。
- 6 市販されている履歴書の様式で提出することもできます。

住民票の写し、又は登記事項証明書及び定款

- 申請者が個人の場合は、申請者本人の「マイナンバー（個人番号）の記載がない住民票」を添付してください。
- 申請者が法人の場合は、登記事項証明書(会社登記簿謄本)及び定款の写しを添付してください。

記載例は省略

《留意事項》

- 1 申請者が既に免許を受けた酒類製造場を有している場合は、添付不要です。
- 2 法人の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書に限ります。
なお、e-Taxを利用して申請する場合は、インターネット登記情報提供サービスによる「登記事項証明書」を添付することができます。

e-Taxにおける「登記事項証明書」の添付方法

「酒類製造免許申請書」の「製造しようとする酒類の品目及び範囲」欄に次のように「インターネット登記情報提供サービス」から発行された「照会番号」、「照会番号の発行年月日（西暦）」を入力してください。

(入力例) 照会番号：9999999999 発行年月日：YYYY/MM/DD

※ 「インターネット登記情報サービス」について詳しいことは、
(<http://ww1.touki.or.jp/gateway.html>)をご覧ください。

契約書等の写し

- 製造場の土地、建物、設備等が賃借の場合には、契約書等の写しを提出してください。

記載例は省略

《留意事項》

- 1 申請製造場の建物等が賃借物件の場合は、賃貸借契約書の写しを添付してください。
- 2 申請製造場の建物等が未建築の場合は、請負契約書等（申請製造場の建物等を今後建築することが確認できる書類）の写しを添付してください。
- 3 申請製造場の建築予定地が農地等であり、建物を建築するために農地の転用の許可等を必要とするなど、法令や条例により許可等が必要となる場合には、その許可等の申請に係る関係書類の写しを添付してください。

都道府県及び市区町村が発行する納税証明書

- 都道府県及び市区町村が発行する納税証明書を添付してください。

記載例は省略

《留意事項》

- 1 申請者について、地方税に係る①未納の税額がない旨、②2年以内に滞納処分を受けたことがない旨の両方の証明がされた納税証明書を添付してください。
- 2 法人については、証明事項に「地方法人特別税」を含めてください。
- 3 申請者が法人の場合は本店所在地、個人の場合は住所地の属する都道府県及び市区町村から交付を受けてください。
- 4 国税（「地方法人特別税」を除きます。）についての納税証明書は、添付不要です。

最終事業年度以前3事業年度（年間）の貸借対照表、損益計算書

- 申請者が個人の場合は、最近3年間の所得税の収支内訳書又は青色決算書の写しを添付してください。
- 申請者が法人の場合は、最終事業年度以前3事業年度分の貸借対照表及び損益計算書を添付してください。

記載例は省略

《留意事項》

申請者の所得税又は法人税の納税地と申請製造場の所在地が同一税務署管内である場合において、過去3年分の所得税及び法人税の確定申告書（添付書類を含みます。）をその税務署に提出しているときは、添付不要です。

製造技術責任者の履歴書

(平成〇〇年〇〇月〇〇日現在)

ふりがな まるまる ごろう	(男)女	
氏名 〇 〇 五 郎	大正 (昭利) 〇〇年 〇〇月 〇〇日 生 平成 (満 〇〇才)	
ふりがな ちよだし かすみがせき	電話	
現住所 〇〇県 千代田市 霞ヶ関 〇丁目〇番〇号	〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇	
年	月	職 歴
平成29	3	〇〇酒造株式会社退職 製造部〇〇課長 品質管理担当
平成29	11	〇〇酒造場 従業員 (採用予定)
年	月	免 許 ・ 資 格
昭和〇〇	〇	調理師
昭和〇〇	3	〇〇大学農学部醸造学科卒業
備 考		

《留意事項》

- 1 職歴は、酒類の製造技術を有することがわかるように、勤務した会社名、役職、担当職務内容を記載してください。
- 2 免許・資格は、酒類の製造・販売業に関連のあるものについて記載してください。
- 3 申請者又は役員が製造技術責任者を兼任している場合は、添付不要です。
- 4 有価証券報告書など既存資料の写しに代えることができます。
- 5 製造技術責任者が複数いる場合は、氏名、役職、業務分担を記載した名簿も添付してください。
- 6 市販されている履歴書の様式で提出することもできます。

土地及び建物の登記事項証明書

- 製造場の土地及び建物の登記事項証明書を提出してください。

記載例は省略

《留意事項》

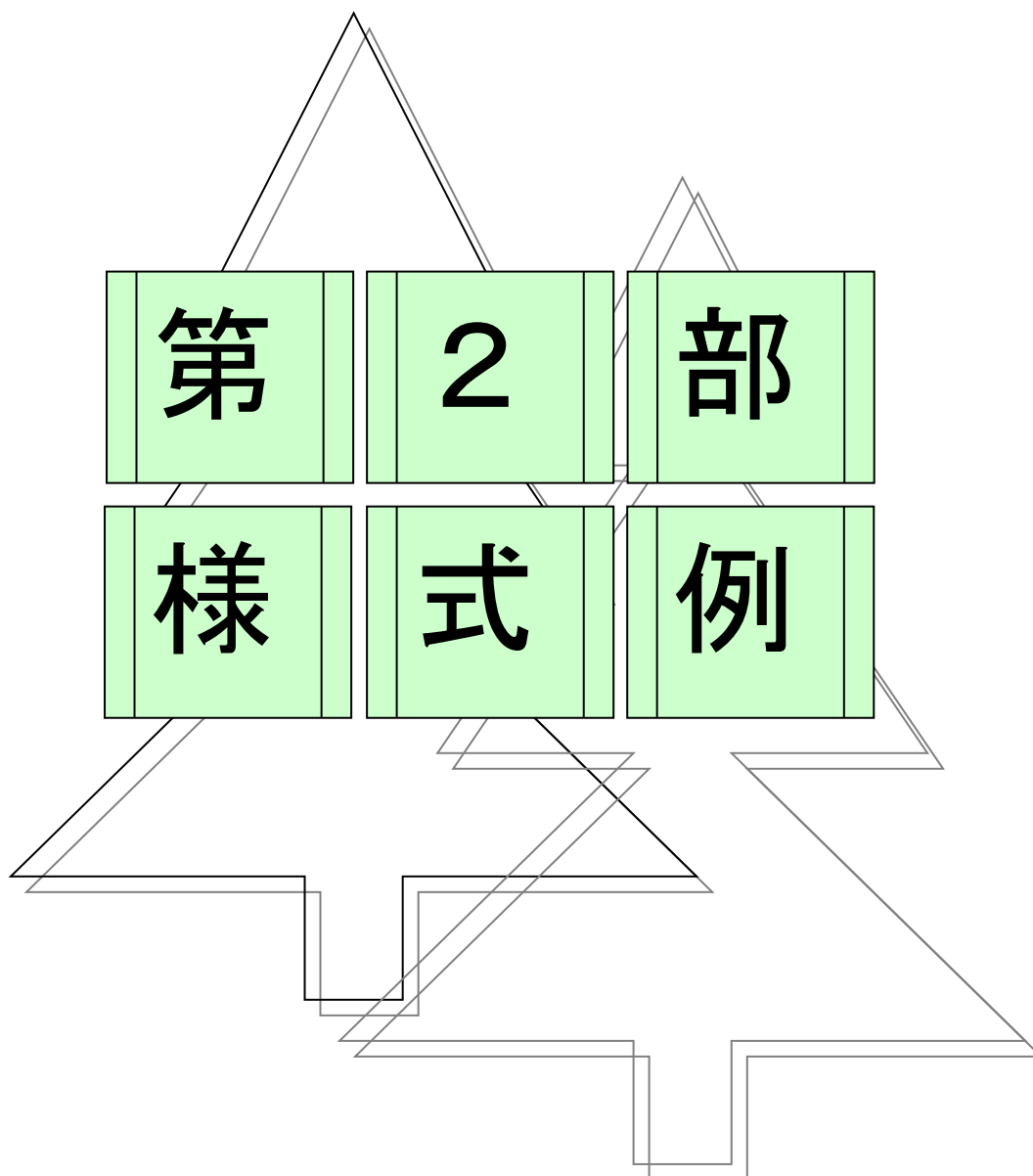
- 1 製造場の建物が複数の土地（地番）にまたがる場合には、そのすべての地番にかかる土地の登記事項証明書が必要になります。
- 2 e-Taxを利用して申請する場合は、インターネット登記情報提供サービスによる「登記事項証明書」を添付することができます。

e-Taxにおける「登記事項証明書」の添付方法

「酒類製造免許申請書」の「製造しようとする酒類の品目及び範囲」欄に次のように「インターネット登記情報提供サービス」から発行された「照会番号」、「照会番号の発行年月日（西暦）」を入力してください。

(入力例) 照会番号：9999999999 発行年月日：YYYY/MM/DD

- ※ 「インターネット登記情報サービス」について詳しいことは、(<http://www1.touki.or.jp/gateway.html>)をご覧ください。



※ 製造免許申請書次葉 1、2、3、4 及び 5 については、この様式に限ることなく、同等のものを添付しても差し支えありません。

酒 類 製 造 免 許 申 請 書

酒 税

収 受 印

		整理番号	※
平成 年 月 日	申 請 者	(住所) 〒 -	(電話) - 局 番
税務署長 殿		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな) (印)	
酒類の（試験）製造免許を受けたいので、酒税法第7条第1項の規定により関係書類を添付して下記のとおり申請します。 記			
製 造 場 の 所 在 地 及 び 名 称	(詳細は別添図面のとおり)		
製造しようとする 酒 類 の 品 目 別 及 び 範 囲			
製 造 方 法	別紙のとおり		
免許を受けた後 1 年 間 の 製 造 見 込 数 量			
試験製造の目的 及びその期間			
申 請 の 理 由			

製造場の敷地の状況	
所在地	-----
敷地 (自己所有・借地) _____ m ²	

(注) 法務局備え付けの地図の写しを貼付し、申請製造場の敷地を朱書き等で明記してください。

建物等の配置図 (建物の構造を示す図面)

建物 (自己所有・借用) _____ m²

(注) 敷地内における建物、設備等を図示してください。

製 造 方 法

(製造工程図、製造方法の概要等)

仕込み配合については、別添 の1仕込製造方法のとおり

単式蒸留焼酎又は原料用アルコールのもろみ1仕込製造方法の記載要領

- 1 この様式は、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールの蒸留酒もろみの場合に使用してください。
- 2 「原料」欄には、生さつまいも、でん粉、でん粉かす、とうもろこし、糖蜜又はこうじ等の原料品名を記載してください。なお、原料品の単位についても記載してください。
- 3 「でん粉価又は糖分」欄には、原料のでん粉価又は糖分を記載してください。
- 4 原料品の数量を重量で表示するものについては、その物の溶解換算数量を、アルコール又は焼酎については、そのアルコール分をそれぞれ該当欄の上部にかっこ書きしてください。
- 5 「もろみの製造見込数量」及び「もろみの見込アルコール分」欄には、あなた（貴社）の製造場における前年度の実績値、あなた（貴社）の製造場の所轄税務署管内における前年度の実績値の平均等の経験値又は既に確立されている理論に基づく理論値等により合理的に算出した数量を記載してください。
- 6 もろみの製造見込数量はリットル位まで算出し、リットル位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 7 もろみの製造見込数量を算出する歩合は、小数点以下第2位を四捨五入して第1位にとどめてください。
- 8 アルコール分は、度位未満第1位まで記載してください。
- 9 見込数量、アルコール分の算出根基は具体的に記載してください。

申告順号

1 分界又は 1 かまの蒸留方法				
蒸 留 記 号				
分界又はかまの数				
原 料	品 名			
	数 量			
	純アルコール数量	1		
蒸 留 見 込 み	数 量	1		
	ア ル コ ール 分	度		
	純アルコール数量	1		
同一蒸留記号による 蒸留見込数量計	1			
蒸留見込数量の 算出根拠等				
蒸 留 記 号				
分界又はかまの数				
原 料	品 名			
	数 量			
	純アルコール数量	1		
蒸 留 見 込 み	数 量	1		
	ア ル コ ール 分	度		
	純アルコール数量	1		
同一蒸留記号による 蒸留見込数量計	1			
蒸留見込数量の 算出根拠等				

1 分界又は1かまの蒸留方法の記載要領

- 1 この様式は、蒸留作業を伴う酒類の製造に際してその蒸留方法を申告する場合に使用してください。
- 2 「原料」欄の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「品名」欄には、もろみ又は酒類かす等の原料品名を記載し、もろみについては、もろみ仕込方法の記号を記載してください。
 - (2) 「数量」欄には、1分界当たり又は1かま当たりのもろみ数量又は酒類かす等の数量を記載してください。
 - (3) 「純アルコール数量」欄には、原料が液体であるものについてだけ記載してください。従って、酒類かすを原料とする蒸留方法によるものは記載する必要がありません。
- 3 「蒸留見込み」欄の各欄には、あなた（貴社）の製造場における前年度の実績値、あなた（貴社）の製造場の所轄税務署管内における前年度の実績値の平均等の経験値又はあなたの製造場の設備の状況等を考慮して理論的に算出できる理論値等により合理的に算出した数量等を記載してください。
- 4 「数量」欄はリットル位又はキログラム位まで算出し、リットル位又はキログラム位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 5 「アルコール分」欄は度位未満第1位まで算出し、度位未満第2位以下の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 6 「純アルコール数量」欄はリットル位未満第2位まで算出し、リットル位第3位以下の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 7 「同一蒸留記号による蒸留見込数量計」欄には、蒸留見込数量に分界又はかまの数を乗じたものを記載してください。
- 8 蒸留見込数量の算出根基は具体的に記載してください。

製造場の設備の状況

(注) 容器、器具、機械等の設備について記載してください。

事業もくろみ書（事業の概要・収支の見込み・所要資金の額及び調達方法）

- (注) 1 事業の概要は、計画している事業規模にあわせ作成してください。
なお、原料の入手予定状況、1 k l 当たりの予定製造原価なども記載してください。
- 2 収支の見込みは、免許後1年間のもくろみを作成してください。
- 3 所要資金の額及び調達方法は、資金繰り表等の作成されているものを添付しても差し支えありません。
また、融資があるときには、次の書類を添付してください。
- (1) 金融機関からの融資の場合 「借入をする金融機関の融資証明書」
(2) 金融機関以外からの融資 「融資者の原資内容を証明する書類」
- 4 事業計画書等の作成されているものを添付しても差し支えありません。

「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書			
酒類販売管理者の選任予定者	〔 役職、申請者との関係、生年月日等 〕		
酒類販売管理研修の受講予定等	受講日又は受講予定日：平成 年 月 日 研修実施団体：		
(酒類販売管理者に代わる責任者(予定者)の人数及び氏名等)		総数	名
氏 名	(年 齢)	(歳)	(歳)
	(歳)	(歳)	(歳)
項 目	区 分	※ 税務署整理欄 (実態確認状況)	
酒類販売管理者関係	1 酒類の販売業務を開始するときまでに、酒類販売管理者研修を過去3年以内に受けた者の中から酒類販売管理者を選任する。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	2 公衆の見えやすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理者研修の受講実績等を記載した標識を掲示する。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
未成年者の飲酒防止関係	1 未成年と思われる者に対して、身分証明証等により年齢確認を行う。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	2 夜間(午後11時から翌日午前5時)において指名し、配置する予定の「酒類販売管理者に代わる責任者」は成年者である。 (注) 夜間販売を行っていない場合や酒類販売管理者に代わる責任者を指名する必要がない場合には、「該当なし」に○印を付してください。	はい いいえ 該当なし	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	3 未成年者の飲酒防止に関するポスターを掲示する。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	4 「その他の取組」の概要	〔 ※上記以外の取組をしている場合にその内容を具体的に記載してください。 (例) 「レジに啓発のためのグッズ等を置く」、「レジ袋に未成年者の飲酒防止啓発のための表示をする」等 〕	
未成年者の飲酒防止に関する表示基準の実施予定	1 酒類の陳列場所を設けて販売する。 (注) 「いいえ」に「○」を付した方は、次の(1)から(2)の記載は不要です。	はい・いいえ	
	(1) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行う。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 分離 <input type="checkbox"/> 区分 <input type="checkbox"/> 不適
	(2) 酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合は、明確に区分するための表示(「陳列されている諸品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示)を行う。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	2 酒類の通信販売(インターネットを含む)を行う。 (注) 1 この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。 2 「いいえ」に「○」を付した方は、次の項目の記載は不要です。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	(1) 酒類の通信販売(インターネットを含む)における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行う。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設ける。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	

(注) 酒類製造者又は酒類販売業者のみに販売する場合には添付を省略することができます。

酒類製造免許の免許要件誓約書

〇〇 税務署長 殿

申請（申出・申告） 製造場の所在地及び 名称	
------------------------------	--

【申請（申出・申告）者が個人の場合】

私（及び法定代理人）の免許要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。
 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知していません。

平成 年 月 日
 （申請（申出・申告）者の住所）
 （氏 名） 印

下記法定代理人は、誓約内容を確認しているので、各法定代理人それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。

（法定代理人氏名）

平成 年 月 日
 （法定代理人住所）
 （法定代理人氏名） 印
 （申請（申出・申告）者との関係）

【申請（申出）者が法人の場合】

当社及び役員等の免許要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。
 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、申請（申出）に対する拒否処分又は免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

平成 年 月 日
 （申請（申出）者の所在地）
 （名称及び代表者氏名） 印
 （法人代表者印）

下記役員等は、誓約内容を確認しているので、各役員等それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。

（役職及び氏名）
 代表取締役
 取締役
 取締役
 支配人

平成 年 月 日
 （住 所）
 （代 表 者 氏 名） 印
 （代表者個人印）

誓 約 項 目	申請者等の誓約内容			順号
	申 請 (申出) 者	役員等	法定代理人	
1 酒税法10条1号から8号関係 (人的要件)				—
1号関係 申請(申出・申告)者が酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消されたことがない又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがない。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	①
[上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、免許又は許可を取り消された日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
2号関係: 申請(申出・申告)者が1号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消の日から3年を経過するまでの間の申請(申出・申告)でない。 ○ 酒類の製造者又は販売業者である法人が、酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消された法人 ○ アルコール事業法の許可を受けた法人で、同法の規定により許可を取り消された法人	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	②
3号関係: 申請(申出・申告)者が未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人のときその法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい・いいえ (個人のみ)			③
4号関係: 申請(申出)者又は法定代理人が法人の場合にその役員が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい・いいえ (法人のみ)		はい・いいえ (法人のみ)	④
5号関係: 支配人が1、2、7、7の2、8号に該当する者でない。	はい・いいえ			⑤
6号関係: 申請(申出・申告)者が免許の申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていない。	はい・いいえ			⑥
7号関係 国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けたことがない。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑦
[上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
7の2号関係 未成年者飲酒禁止法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられたことがない。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑧
[上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
8号関係 禁錮以上の刑に処せられたことがない。	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	⑨
[上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	
【理由等】				
2 酒税法10条9号関係 (場所的要件)				—
申請製造場が取締上不相当と認められる場所でない。				
申請製造場が、酒場、料理店等と同一場所でない。	はい・いいえ			
[申請製造場が酒場、料理店等と接近した場所にある場合] 申請製造場と酒場、料理店等の場所を図面上で明確に区分できる。また、それらの場所を必要に応じ壁、扉等で区分する。	はい・いいえ			⑩
【理由等】				

誓 約 項 目	申請者等の誓約内容			順号
	申 請 (申出)者	役員等	法定代理人	
3 酒税法10条10号関係（経営基礎要件） (注) 酒税法10条10号関係の要件を充足するかどうかについては、次の事項から判断します。				—
(1) 申請（申出）者が、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。	はい・いいえ			⑪
(2) 事業経営のための経済的信用の薄弱、経営能力の貧困等経営の基礎が薄弱であると認められない。				—
イ 現に国税若しくは地方税を滞納していない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑫
ロ 申請（申出）前1年以内に銀行取引停止処分を受けていない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑬
ハ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ		⑭
ニ 最終事業年度以前3事業年度のすべての事業年度において資本等の額の20%を超える欠損となっていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ		⑮
ホ 酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受けていない又は告発されていない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑯
ヘ 建築基準法等の法令又は条例に違反しており、建物の除却若しくは移転を命じられていない。	はい・いいえ			⑰
ト 酒税につき担保の提供を命ぜられ、その全部又は一部が不履行ではない。	はい・いいえ			⑱
チ 今後1年間に納付すべき酒税額の平均3か月分に相当する価額又は製造免許申請（申出）書に記載している酒類の数量に対する酒税相当額の4か月分に相当する価額のうち、いずれか多いほうの価額以上の担保を提供する能力がある。	はい・いいえ			⑲
リ 酒類の適正な販売管理体制を構築することができる。	はい・いいえ			⑳
(3) 申請（申出）者は、事業経歴その他から判断し、適正に酒類を製造するのに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。	はい・いいえ			㉑
(4) 申請（申出）者は、必要な所要資金等並びに製造又は貯蔵等に必要の設備及び人員を有し、酒類の製造に関し安定的な経営が行える。	はい・いいえ			㉒
(5) 申請（申出）者は、酒類の製造に必要な原料の入手が確実である。	はい・いいえ			㉓
【理由等】				
4 酒税法10条12号関係（製造技術・設備要件）				—
(1) 申請者は、醸造・衛生面等の知識があり、かつ、保健衛生上問題のない一定水準の品質の酒類を継続的に供給することができ、不測の事態に対応できる能力を有している。	はい・いいえ			㉔
(2) 酒類の製造又は貯蔵に必要な機械、器具、容器等が十分備わっており、工場立地法、下水道法、水質汚濁防止法、食品衛生法等製造場の設備に関する法令及び地方自治体の条例に抵触していない。	はい・いいえ			㉕
【理由等】				

「酒類製造免許の免許要件誓約書」の作成に当たっての留意事項

- 1 この誓約書は、酒類の製造免許を申請（申出・申告）しようとする場合に、申請（申出・申告）者、その法定代理人、役員又は支配人につき、製造免許の欠格要件に該当する事実がないことについて誓約を求めるものです。税務署においては、この誓約内容をもとに、申請（申出・申告）内容が法律上の要件に合致するかどうか審査を行います。

なお、酒類の製造免許等区分ごとに誓約が必要な事項は、以下の表のとおりです。

（注）酒母又はもろみの製造免許申請をしようとする場合は、この誓約書を準用してください。

表

誓約事項		免許等区分	酒類	期限延長・永久切替	条件緩和・相続	酒母・もろみ
1 人的要件	酒税法10条1号から8号関係		○	○	○	○
2 場所的要件	〃 9号関係		○			○
3 経営基礎要件	〃 10号関係		○	○		
4 製造技術・設備要件	〃 12号関係		○			○

※ 法人成り等に該当する場合で、既存製造場と同一の場所において製造する場合には、上記誓約事項のうち、2（場所的要件）及び4（製造技術・設備要件）の誓約は不要です。

2 記載の仕方

(1) 誓約が必要な事項

誓約が必要な事項は、申請（申出）者が個人か、法人かにより異なります。

イ 申請（申出）者が個人の場合

(イ) 申請（申出）者である個人自身が誓約すべき事項

（誓約書の順号）①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕

(ロ) 申請（申出）者に法定代理人がいる場合に、そのすべての法定代理人が誓約すべき事項

（注）法定代理人が法人の場合には、その法人のすべての役員も同様に誓約することとなります。

（誓約書の順号）①、②、④、⑦、⑧、⑨

ロ 申請（申出）者が法人の場合

(イ) 申請（申出）者である法人自身が誓約すべき事項

（誓約書の順号）①、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕

(ロ) 法人の役員及び主たる出資者が誓約すべき事項

A 代表権を有する役員及び主たる出資者

（誓約書の順号）①、②、⑦、⑧、⑨、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯

B A以外の役員

（誓約書の順号）①、②、⑦、⑧、⑨

- (注) 1 申請（申出）者は、自己の誓約内容とともに、法定代理人又は役員、支配人の誓約内容についてもすべて自ら確認した上で、記名・押印してください。
- 2 法定代理人が複数存在する場合には、個々の法定代理人の誓約に代えて、その代表者において、すべての法定代理人の個々の要件についての誓約を取りまとめて、代表して誓約してください。
- 3 役員又は支配人が複数存在する場合には、個々の役員又は支配人の誓約に代えて、申請（申出）者たる法人の代表取締役において、すべての役員又は支配人の個々の要件についての誓約をとりまとめて、代表して誓約してください。

(2) 記入方法

誓約者は、「誓約項目」について、「誓約内容」欄の「はい」又は「いいえ」のいずれかに○を付してください。
なお、誓約内容について「いいえ」に○を付した場合には、「理由等」欄に該当項目の順号を記載した上で、その内容を略記してください（「理由等」欄に記載しきれない場合には、適宜理由を記載した書面を添付してください。）。

この誓約の内容を偽るなど不正行為があった場合には、①その不正行為が審査段階で判明したときは拒否処分、②不正行為により製造免許を取得したときは取消処分の対象となります。

(注) 不正行為により製造免許を取得した場合は、その不正行為によって取得した製造免許だけでなく、その者が有しているすべての酒類の製造及び販売業免許について取消処分を受けることがあります。酒類の製造及び販売業免許の取消処分を受けた場合には、①取消処分を受けた酒類の製造及び販売業免許者、②取消処分を受けた酒類の製造及び販売業免許者が法人であるときにはその法人の業務を執行する役員、及び③これらの者が役員となっている法人は、原則として、新たに酒類の製造及び販売免許を受けることはできなくなります。

申請者又は役員の履歴書

(平成 年 月 日現在)

ふりがな	男・女	
氏名	大正	昭和 年 月 日生
	平成	(満 才)
ふりがな	電話	
現住所	()	
年	月	職 歴
年	月	免 許 ・ 資 格
備 考		

《留意事項》

- 1 職歴は、現在から申請前5年程度の期間について、勤務した会社名、役職、担当職務内容を記載してください。
- 2 免許・資格は、酒類の製造・販売業に関連のあるものについて記載してください。
- 3 申請製造場が既存の酒類製造場である場合は、添付不要です。
- 4 申請者又は役員が製造技術責任者を兼任している場合は、備考欄にその旨記載してください。
なお、この場合、「製造技術責任者の名簿、履歴書」は添付不要です。
- 5 有価証券報告書など既存資料の写しに代えることができます。
- 6 市販されている履歴書の様式で提出することもできます。

製造技術責任者の履歴書

(平成 年 月 日現在)

ふりがな	男・女	
氏名	大正	昭和 年 月 日生
	平成	(満 才)
ふりがな	電話	
現住所	()	
年	月	職 歴
年	月	免 許 ・ 資 格
備 考		

《留意事項》

- 1 職歴は、酒類の製造技術を有することがわかるように、勤務した会社名、役職、担当職務内容を記載してください。
- 2 免許・資格は、酒類の製造・販売業に関連のあるものについて記載してください。
- 3 申請者又は役員が製造技術責任者を兼任している場合は、添付不要です。
- 4 有価証券報告書など既存資料の写しに代えることができます。
- 5 製造技術責任者が複数いる場合は、氏名、役職、業務分担を記載した名簿も添付してください。
- 6 市販されている履歴書の様式で提出することもできます。